

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、住民基本台帳に関する事務における、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務では、住民記録システムの運用・管理を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書とともに秘密保持事項を記した特記仕様書を綴じ込み締結している。

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	伊豆の国市が市民を対象とする行政を適切に行い、また、市民の正しい権利を保障するためには、伊豆の国市の市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、伊豆の国市における市民の届出に関する制度及びその市民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、市民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、市民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、伊豆の国市において、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他市民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 伊豆の国市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧市民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。） 2. 住民基本台帳ネットワークシステム（※） 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 証明書コンビニ交付システム 6. サービス検索・電子申請機能 7. 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） : 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） : なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 市民係 郵便番号: 410-2292 住所: 静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話: 055-948-2901 ファックス: 055-948-1169 E-mail: naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 市民係 郵便番号: 410-2292 住所: 静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話: 055-948-2901 ファックス: 055-948-1169 E-mail: naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上30万人未満 ☐ 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	☐ 500人以上 ☐ 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	☐ 発生あり ☐ 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、住基事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。 ・転出証明書及び転出証明確認書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 他にも、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳ネットワークシステムへのアクセスが可能な職員は、IDと生体認証によるものに限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	前文から⑦ 略 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨から⑪ 略 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	前文から⑦ 略 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更及び個人番号の変更 ⑨から⑪ 略 ⑫サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データの申請管理システムによる基幹システムへの取り込み なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	評価の再実施
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	①から⑤ 略	①から⑤ 略 ⑥サービス検索・電子申請機能 ⑦申請管理システム	事後	評価の再実施
令和6年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第7条（指定及び通知）、第16条（本人確認の措置）、第17条（個人番号カードの交付等） ・住民基本台帳法 第5条（住民基本台帳の備付け）、第6条（住民基本台帳の作成）、第7条（住民票の記載事項）、第8条（住民票の記載等）、第12条の1（本人等の請求による住民票の写し等の交付）、第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）、第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）、第22条（転入届）、第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）、第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）、第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）、第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第7条（指定及び通知）、第16条（本人確認の措置）、第17条（個人番号カードの交付等） ・住民基本台帳法 第5条（住民基本台帳の備付け）、第6条（住民基本台帳の作成）、第7条（住民票の記載事項）、第8条（住民票の記載等）、第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付）、第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）、第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）、第22条（転入届）、第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）、第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）、第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）、第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	事後	評価の再実施
令和6年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 略 【情報提供の根拠】 略 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条（1項関係）、第2条（2項関係）、第3条（3項関係）、第4条（4項関係）、第6条（6項関係）、第7条（8項関係）、第8条（9項関係）、第10条（11項関係）、第12条（16項関係）、第13条（18項関係）、第14条（20項関係）、第16条（23項関係）、第20条（27項関係）、第22条（31項関係）、第22条の3（34項関係）、第22条の4（35項関係）、第23条（37項関係）、第24条（38項関係）、第24条の2（39項関係）、第24条の3（40項関係）、第25条（42項関係）、第26条の3（48項関係）、第27条（53項関係）、第28条（54項関係）、第31条（57項関係）、第31条の2（58項関係）、第31条の3（59項関係）、第32条（61項関係）、第33条（62項関係）、第37条（66項関係）、第38条（67項関係）、第39条（70項関係）、第40条（74項関係）、第41条（77項関係）、第43条（80項関係）、第43条の3（84項関係）、第43条の4（85の2項関係）、第44条の3（91項関係）第45条（92項関係）、第47条（94項関係）、第48条（96項関係）第49条（97項関係）、第49条の2（101項関係）第51条（103項関係）、第53条（106項関係）、第54条（107項関係）第55条（108項関係）、第56条（111項関係）、第57条（112項関係）、第58条（113項関係）、第59条（114項関係）、第59条の2の2（116項関係）、第59条の2の3（117項関係）、第59条の3（120項関係）	【情報照会の根拠】 略 【情報提供の根拠】 略 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条（1項関係）、第2条（2項関係）、第3条（3項関係）、第4条（4項関係）、第6条（6項関係）、第7条（8項関係）、第8条（9項関係）、第10条（11項関係）、第12条（16項関係）、第13条（18項関係）、第14条（20項関係）、第16条（23項関係）、第20条（27項関係）、第22条（31項関係）、第22条の3（34項関係）、第22条の4（35項関係）、第23条（37項関係）、第24条（38項関係）、第24条の2（39項関係）、第24条の3（40項関係）、第25条（42項関係）、第26条の3（48項関係）、第27条（53項関係）、第28条（54項関係）、第31条（57項関係）、第31条の2の2（58項関係）、第31条の3（59項関係）、第32条（61項関係）、第33条（62項関係）、第37条（66項関係）、第38条（67項関係）、第39条（70項関係）、第40条（74項関係）、第41条（77項関係）、第43条（80項関係）、第43条の3（84項関係）、第43条の4（85の2項関係）、第44条の3（89項関係）、第44条の5（91項関係）、第45条（92項関係）、第47条（94項関係）、第48条（96項関係）第49条（97項関係）、第49条の2（101項関係）第51条（103項関係）、第53条（106項関係）、第54条（107項関係）第55条（108項関係）、第56条（111項関係）、第57条（112項関係）、第58条（113項関係）、第59条（114項関係）、第59条の2の2（116項関係）、第59条の2の3（117項関係）、第59条の3（120項関係）、未制定あり（30、102、105項関係）	事後	評価の再実施
令和6年1月31日	II しいい値判断項目	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	評価の再実施

令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市民を対象とする行政手続を適切に行い、また、市民の正しい権利を保護する為には、市民に関する正確な記録が整備されなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市民の届出に関する制度及びその市民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって市民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、市民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を静岡県と共同して構築している。 市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯毎に編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付	伊豆の国市が市民を対象とする行政を適切に行い、また、市民の正しい権利を保障するためには、伊豆の国市の市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、伊豆の国市における市民の届出に関する制度及びその市民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、市民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、市民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、伊豆の国市において、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他市民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 伊豆の国市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置	事後	評価書の見直しの実施
		⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更及び個人番号の変更 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カード等を用いたコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付 ⑫サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データの申請管理システムによる基幹システムへの取り込み なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第36条により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧市民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第36条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。		
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	① 住民記録システム(既存住民記録システム) ② 住民基本台帳ネットワークシステム ③ 中間サーバー ④ 団体内統合宛名システム ⑤ コンビニ交付システム ⑥ サービス検索・電子申請機能 ⑦ 申請管理システム	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 証明書コンビニ交付システム 6. サービス検索・電子申請機能 7. 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSIにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	事後	評価書の見直しの実施

令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第7条（指定及び通知）、第16条（本人確認の措置）、第17条（個人番号カードの交付等） ・住民基本台帳法 第5条（住民基本台帳の備付け）、第6条（住民基本台帳の作成）、第7条（住民票の記載事項）、第8条（住民票の記載等）、第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付）、第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）、第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）、第22条（転入届）、第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）、第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）、第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）、第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 情報照会を行わない。 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条（1項関係）、第2条（2項関係）、第3条（3項関係）、第4条（4項関係）、第6条（6項関係）、第7条（8項関係）、第8条（9項関係）、第10条（11項関係）、第12条（16項関係）、第13条（18項関係）、第14条（20項関係）、第16条（23項関係）、第20条（27項関係）、第22条（31項関係）、第22条の3（34項関係）、第22条の4（35項関係）、第23条（37項関係）、第24条（38項関係）、第24条の2（39項関係）、第24条の3（40項関係）、第25条（42項関係）、第26条の3（48項関係）、第27条（53項関係）、第28条（54項関係）、第31条（57項関係）、第31条の2の2（58項関係）、第31条の3（59項関係）、第32条（61項関係）、第33条（62項関係）、第37条（66項関係）、第38条（67項関係）、第39条（70項関係）、第40条（74項関係）、第41条（77項関係）、第43条（80項関係）、第43条の3（84項関係）、第43条の4（85の2項関係）、第44条の3（89項関係）、第44条の5（91項関係）、第45条（92項関係）、第47条（94項関係）、第48条（96項関係）第49条（97項関係）、第49条の2（101項関係）第51条（103項関係）、第53条（106項関係）、第54条（107項関係）第55条（108項関係）、第56条（111項関係）、第57条（112項関係）、第58条（113項関係）、第59条（114項関係）、第59条の2の2（116項関係）、第59条の2の3（117項関係）、第59条の3（120項関係）、未制定あり（30、102、105項関係）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない）	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	II しきい値判断項目	令和6年1月1日	令和7年1月1日	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 十分である 住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、住基事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。 ・転出証明書及び転出証明確認書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 他にも、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加

令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 住民基本台帳ネットワークシステムへのアクセスが可能な職員は、IDと生体認証によるものに限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
-----------	----------------------------------	--	---	----	-------------